

慶弔規定

本会に関係ある慶弔及び見舞い等に関しては、次の規定に従うものとする。

第1条(慶事)

1. 教職員 婚姻 … 5,000円
2. 教職員 出産 … 5,000円(配偶者を含む)

第2条(弔事)

1. 教職員 … 10,000円 と 花代
一親等の親族の場合 … 5,000円
2. 生徒 … 10,000円 と 花代
3. 保護者 … 5,000円

第3条(見舞金)

病気またはケガにより2週間以上の療養を要する場合
火災やその他の災害にあった場合

1. 教職員 … 5,000円
2. 生徒 … 5,000円
3. 保護者 … 5,000円

第4条(退任・退出)

1. 運営委員が退任した場合は、歴任年数×1,000円の餞別金を贈る。
(上限は10,000円とする)
2. 教職員が転退職した場合は、勤務年数×1,000円の餞別金を贈る。
(上限は10,000円とする)

第5条(その他)

第1条～第4条以外の場合は、会長・副会長が協議し、その都度決定する。
またこの規定の変更は、会長が運営委員会に諮り、承認を得る。

附則：本規定は2021年会計年度より実施する。